

《新しくお店をはじめられる みなさまへ》

# 消防からのお知らせ



## 防火対象物使用開始届出書 の届け出はお済ですか？

新しく店舗や事務所等のお店を開店する場合、「防火対象物使用開始届出書」を建物の使用を開始される日の7日前までに、池田市消防本部 予防課へ提出する必要があります。

### 《根拠条文抜粋》

○池田市火災予防条例

(防火対象物の使用開始の届出等)

第43条 令別表第1に掲げる防火対象物をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防長に届け出なければならない。

### 必要書類 (正副2通必要です)

- ・防火対象物使用開始(変更)届出書(第3号様式)
  - ・防火対象物の付近見取図・配置図・各階平面図(消火器具等の配置図を含む)・立面図等
- ※防火対象物使用開始(変更)届出書にあっては、池田市ホームページからダウンロードすることができます。

建物の用途変更、テナントの入れ替わりにより、新たに消防用設備等(例えば屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等)が必要になる場合があります。また、火災が発生しなくても消防法違反がある場合には、罰則を受けることがあります。

お客様の安全のために大切なことです。店舗や事務所等のお店を開店する際には、必ず池田市消防本部 予防課までご相談ください。



池田市消防本部  
予防課へ  
ご相談ください！！

### 問い合わせ先

池田市消防本部 予防課 指導担当

土曜、日曜及び祝祭日を除く平日の  
午前8時45分～正午及び  
午後0時45分～午後5時15分

TEL 072 - 754 - 3511 (直通)  
FAX 072 - 754 - 3515